

令和2年10月

『土壌の汚染に係る環境基準, 土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する公布』のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜りまして、厚く御礼申し上げます。さて、土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法施行規則の一部が改正されますので、下記の通りご連絡申し上げます。

敬具

(1) 土壌の汚染に係る環境基準についての一部を改正する件

～改正前～

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。

～改正後～

カドミウム	検液1Lにつき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき 0.01mg 以下であること。

(2) 土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令

～改正前～

項目	汚染状態に関する基準	
	カドミウム	土壌溶出・地下水
	土壌含有	土壌1kgにつきカドミウム150mg以下であること。
トリクロロエチレン	土壌溶出・地下水	検液1Lにつき0.03mg以下であること。

～改正後～

カドミウム	土壌溶出・地下水	検液1Lにつき 0.003mg 以下であること。
	土壌含有	土壌1kgにつきカドミウム 45mg 以下であること。
トリクロロエチレン	土壌溶出・地下水	検液1Lにつき 0.01mg 以下であること。

2. 施行期日

令和3年4月1日

環境省 報道発表資料 <http://www.env.go.jp/press/107951.html>

詳細のお問い合わせ等は、弊社担当者までお問合せ下さいませよう、お願い申し上げます。

担当事業所 _____

担当者 _____